

逗子市営住宅条例の一部改正案について

1. 意見を募集する趣旨

現状、市営住宅を募集する際に配布している「募集のしおり」に記載している入居者資格を条例に規定する必要が生じました。

また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に変更したため、改正する必要が生じました。

2. 条例改正概要

・入居者資格追加項目

市民税を滞納していない者であること。

・法律名の変更

（変更前）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

（変更後）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

3. 関係法令・条例・施行規則（抜粋）

公営住宅法

（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政

令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

逗子市営住宅条例（現行）

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) 市内に住所又は勤務先を有する者で、1 年以上居住し、又は勤務している者であること。

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 21 万 4 千円

イ アに掲げる場合以外の場合 15 万 8 千円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 法第 23 条第 1 号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に次項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号のいずれかに該当する者がある場合
- (2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 市営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項若しくは福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 29 条の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものであるとき。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障がい(知的障がいを除く。ウにおいて同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30

号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は同法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

(入居者資格の特例)

第 7 条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第 1 項各号に該当する者とみなす。

2 前条第 2 項第 4 号に掲げる市営住宅の入居者は、同項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで(前条第 2 項本文に規定する者にあつては同項第 3 号から第 5 号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する住宅被災市町村の適用区域となった場合において同法第 5 条第 1 項第 1 号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則(平成 7 年建設省令第 2 号)第 18 条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害が発生した日から起算して 3 年を経過する日までの間は、前条第 1 項第 5 号に該当する者を同項各号のいずれにも該当する者とみなす。

(平 21 条例 8・平 24 条例 15・平 24 条例 37・一部改正)

(入居の申込み)

第 8 条 前 2 条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考)

第 9 条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、次の各号に掲げる者から住宅困窮度に従って選考し、なお入居させるべき戸数を超える場合は、当該選考された者について公開抽せんにより入居者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者のうち、第 5 条に規定する事由に係る者(同条第 7 号及び第 8 号に規定する理由を除く。)、20 歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫又は引揚者で速やかに入居することを必要としている者については優先的に選考することができる。

(入居の決定)

第 10 条 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居補欠者)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定め、必要と認める数の入居補欠者を定めるものとする。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないとき又は入居決定者が当該住宅を退去したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

3 入居補欠者の有効期間は、当該公募に係る住宅の入居者決定の日から 6 月間とする。

(住宅入居の手続)

第 12 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 20 条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から 10 日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4. 募集のしおり抜粋

入居者資格

①申込者は成人であること。

②夫婦(婚約者及び内縁関係にあるものを含みます)または親子を主体とした家族であること。

③逗子市に在住、在勤 1 年以上であること。

④市民税の滞納がないこと。

⑤住宅困窮^{こんきゅう}理由があること。

⑥申込者または同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう)でないこと。

⑦入居収入基準(月収額)内であること。

5. 施行日

平成 26 年 10 月 1 日